

平成20年4月から

国民健康保険が変わります。

○変更点その1 対象となる方↓75歳以上の方

75歳以上の方は全て、『後期高齢者』となり国民健康保険の資格を喪失します。(詳しくは7頁をご覧ください。)
資格喪失の手続きは特に必要ありません。

※注 世帯内に国保加入者が引き続きいる世帯で、今まで国保の世帯主だった方は、そのまま『擬制世帯主』(国保加入者ではないが、世帯員の国保税の納税義務を負う者)として、保険証に名前が残ります。国保税も後期高齢者になる方を除いて再計算された額が、擬制世帯主あてに引き続き請求されます。
国保世帯主の変更をしたい方は、役場住民生活課までお問い合わせください。

○変更点その2 対象となる方↓70歳以上の方

70歳以上の方は、医療費の負担割合が現行1割から2割(一定以上の所得のある方は今までどおり3割)になります。
ただし、平成20年度(平成21年3月受診分まで)については、改正法の凍結により引き続き1割の負担になります。(3割の方は引き続き3割となります。)

○変更点その3 対象者となる方↓65歳以上の退職被保険者の方

退職被保険者の方(青色の保険証をお持ちの方)で65歳以上の方は、4月から『一般被保険者』に変わります。(薄紫色の保険証になります。)
この変更により医療費の負担割合、保険税等が変わることはありません。

○変更点その4 対象となる方↓小学校就学前までの方

医療費の負担割合が2割となる年齢が、現行3歳未満までから、小学校就学前まで(6歳の誕生日以降の最初の3月31日まで(4月1日生まれの方は、6歳の誕生日の前日まで))に引き上げられます。

問い合わせ先
住民生活課 住民係
☎73-1415

平成20年3月分の国民年金保険料から

クレジットカードで

お支払いいただけます！

クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

※金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。

※過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

◆お支払い方法

○毎月払い↓毎月の保険料を当月末に立替。割引はありません。(172、920円/年)

○1年分支払い(全納)↓4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替。割引額は現金で1年分を全納いただく場合と同様(169、850円/年)です。

○半年分支払い(全納)↓4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替。割引額は現金で半年分を全納いただく場合と同様(171、520円/年)です。

◆お申し込み方法

○申し込み用紙「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」に必要事項をご記入のうえ、鳥取社会保険事務所又は役場へご提出ください。

問い合わせ先

鳥取社会保険事務所 ☎27-8311
岩美町役場住民生活課 ☎73-1415